

同性愛者に対する難民不認定処分の取り消し

- 【文献種別】 判決／大阪地方裁判所
【裁判年月日】 令和6年7月4日
【事件番号】 令和4年（行ウ）第112号
【事件名】 難民不認定処分取消等請求事件
【裁判結果】 一部認容、一部却下
【参照法令】 出入国管理及び難民認定法、難民の地位に関する条約
【掲載誌】 判例集未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25620544

筑波大学助教 秋山 肇

事実の概要

チュニジア国籍の男性である原告は、同性愛者であることを理由に家族から暴力を受けていた。チュニジア国内で警察官に助けを求めたが、保護を受けられず逮捕を示唆された。そこで2019年12月31日に日本に入国して、2020年1月9日に難民認定申請を行った。2021年2月1日付で大阪入管局長が難民の認定をしない処分をし、同19日に原告に通知した。原告は口頭意見陳述を申し立てたが、難民審査参与員は、原告の主張が事実であっても難民と認められる事由を有していないと判断して口頭意見陳述を実施しない決定をし、原告に通知した。その上で、法務大臣は2022年5月13日付で本件審査請求を棄却することを決定し、同年6月10日に原告に通知した。原告は国を被告として、2022年7月29日に訴えを提起した。

チュニジアにおいては、同性間の合意による性交（以下、ソドミー）が犯罪とされており（チュニジア刑法230条）、有罪となった場合に3年以下の懲役刑に処せられる。また、「倫理及び公衆道徳の侵害」が犯罪行為とされており（以下、倫理侵害処罰規定）、有罪となった際には6カ月の懲役刑及び1000ディナール（2019年当時のレートで347米ドルに相当）の罰金刑に処せられる。

原告は以下を主張した。第1に、同性愛者であることを理由に、家族から監禁され、解放された後も車で轢き殺されそうになった。帰国すると家族の暴力による生命身体の危険があり、警察からも保護されないおそれがある。第2に、チュニジアではソドミーが処罰の対象であり、帰国す

ると同性愛者として逮捕されるおそれがある。

被告は以下を主張した。第1に、原告が同性愛者であることを理由として原告の家族から迫害を受けるおそれがあるとは認められない。また、もし家族から迫害を受けるおそれがあるとしても、チュニジア政府が同性愛者であることを理由に、私人間の違法行為を助長しているとはいえない。第2に、チュニジアにおいて同性愛を理由として逮捕される「現実的なおそれがあるとは認められない」。

判決の要旨

裁決の取り消しを求める部分を却下し、難民不認定処分を取り消す。

1 難民の定義と難民該当性の立証責任

出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）における「難民」には、難民の地位に関する条約（以下、難民条約）1条における「難民」の定義が適用される（入管法2条3号の2）。すなわち、「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの」が難民である。『難民該当性判断の手引』によれば、「迫害」は「通常人において受忍し得ない苦痛をもたらす攻撃ないし圧迫」であり、本人の主観だけでなく、通常人が当該人の立場に置かれたら迫害の恐怖を抱くであろう客観的な事情が必要である。なお原告は、

主観的な視点での「恐怖」が十分に理由を有すると考えられるときであり、「合理的な勇気を有する者」が本件申請者の状況に置かれた際に「帰国したら迫害を受けるかもしれない」と感じ、国籍国への帰国をためらうであろうと評価できる場合に、迫害を受ける「十分に理由のある恐怖」が認められると主張する。しかしこの主張は「独自の見解」であり採用できない。

また立証責任については、「難民認定処分が授益処分であること等に鑑み、原告がこれを負担すべきものと解するのが相当である」。原告は、難民該当性に関して通常と異なる「格別の考慮が必要である」と主張し、原告の主張が真実ではないと確信できない場合には当該主張に信憑性がないと結論づけられるべきではない、といういわゆる「灰色の利益」を主張するが、証拠に基づいて事実認定をする必要がある。

2 チュニジアにおける LGBT の状況と原告の状況

チュニジアにおいてはソドミーが犯罪とされており、同性愛がチュニジア法の倫理侵害処罰規定に抵触する可能性がある。米国國務省(Department of State)、ドイツのハインリッヒ・ベル財団(Heinrich Böll Foundation)、LGBTI 人権団体であるダムジ(Damj)、国際 NGO である国境なき弁護士団(Lawyers without Borders)等の報告書によれば、チュニジアにおいて外見だけで LGBT が判断されることがあり、LGBT の性的指向を有すること自体がチュニジア法における倫理侵害処罰規定に抵触する。さらに、チュニジアはソドミーを禁止する法律を有する国の中でも、特に積極的に起訴する傾向がある。報告書におけるこうした記述の信用性に疑いを生じさせる事情はない。

チュニジアにおいて、同性と手をつなぐなどの愛情表現をするだけでも逮捕の対象となる状況で、本件不認定処分時も同様であった。さらに同性愛が社会的な嫌悪の対象であり、警察官を含む公職にあるものによる加害の可能性もあり、国家機関による保護を受けることが困難な状況であった。被告は同国で同性愛を非犯罪化する動きが見られること、LGBT への犯罪行為は警察官の私怨の可能性があり、チュニジア警察の組織だった関与は認められないこと、原告が証拠として提出した弟とのメッセージや動画が信用できるものではないことなどを理由として、同性愛者が「直ちに

迫害を受けるおそれがあるとは認められない」と主張する。しかし、被告のチュニジアにおける LGBT の状況をめぐる主張は本件不認定処分及び本件裁決の後の事情にすぎず、さらに証拠も不十分である。また原告が提出したメッセージや動画「の存在や内容を殊更考慮にいれなくとも、原告の供述(中略)は全体として信用することができるというべきであり、被告が指摘するような疑義や不自然さがあるからといって、そのことから直ちに、原告の供述の信用性が否定されるものではない。」よって、被告の主張は採用できない。原告は自身の状況について、同性の男性との交際を家族に知られ、一時監禁されて暴力を振るわれたとしている。監禁から解放後に実家周辺から逃れたものの、そこでも家族の車に轢き殺されそうになったこと、その後警察に保護を求めたものの誹謗中傷を受け恐怖を覚えたとしている。チュニジアにおける LGBT の状況をめぐる報告書によれば、この供述は「全体として信用することができる」。

3 結論

原告がチュニジアに帰国した場合、同性愛者であることを理由に危害を加えられるおそれが現実的に存在し、国籍国であるチュニジアの保護を受けることができない。さらに、同性愛者であることを理由として、逮捕等の身体拘束や訴追を受けるおそれがある。そのため、原告がチュニジアに帰国した場合の主観的恐怖と、通常人が原告の立場に置かれた場合に同様の恐怖を抱く客観的事実が存在している。そのため原告は、本件不認定処分時及び現時点において難民である。よって、原告は難民であるため本件不認定処分は違法であり、同処分を取り消す。その結果、裁決の取り消しを求める利益は消滅したため、裁決の取り消しを求める部分を却下する。

判例の解説

一 判決の意義

本判決は、同性愛者が迫害を受けるおそれを検討し、難民不認定処分を取り消したものである。本判決の意義として、司法により同性愛者が難民となる可能性が認められたことが挙げられる。2018年以降、日本において LGBT が難民として認められる事例はあるが¹⁾、同性愛者の難民不認

定処分となった際に、司法により難民の地位が認められたことに意義がある。同性愛者への難民不認定処分を覆すのは本判例が2例目であるといわれている²⁾。

また、必ずしも物的証拠が多いわけでもないにもかかわらず、難民と認定されたことにも意義がある。原告は、チュニジアにおいて同性愛者が迫害を受けるおそれがあることを示す同国の一般的な状況を示す報告書を証拠として提出した他には、原告の弟とのメッセージや動画を証拠として提出しているが、原告が主張する家族による監禁や車により轢き殺されそうになった事実の直接の証拠を提出しているわけではない。こうした証拠の提出は現実的に困難な可能性があるが、本判例が採用する、立証責任が原告にあるとする立場をとるならば、裁判所が原告にこうした証拠の提出を求める可能性もあった。しかし裁判所はこうした証拠がなくとも原告の難民性を認めた。さらに原告が提出した弟とのメッセージや動画についても、被告から疑義が提示されていることを踏まえ、これら「の存在や内容を殊更考慮にいれなくとも、原告の供述（中略）は全体として信用することができる」というべきであり、被告が指摘するような疑義や不自然さがあるからといって、そのことから直ちに、原告の供述の信用性が否定されるものではない」と述べている。その上で、チュニジアにおける一般的な状況を踏まえて、原告の供述を「全体として信用することができる」と述べている。自らが迫害を受ける可能性を物的証拠によって証明することができずとも、当該国の一般的な状況と原告の供述を「全体として」検討することは、難民が一般的に証拠を提出するのが困難なことを踏まえると、妥当な判断であるといえる。

二 判決の批判的検討

しかし本判決にも批判的な検討が必要な要素がある。第1に、難民の定義を検討する際に、出入国在留管理庁による『難民該当性判断の手引』を度々参照し、これに依拠した議論を行っていると思われる点である。出入国在留管理庁は「出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ることを任務と」しており（法務省設置法28条）、様々な事件を扱わなければならない裁判官と比べて、出入国行政に関して専門性が高いとの評価も理解できないものではなく、この理解を根拠として同文書

を参照した可能性がある³⁾。しかし同文書は行政が作成した文書である。原告は行政の難民不認定処分を不服として訴えを起こしているのであり、『難民該当性判断の手引』についてもその妥当性が批判的に検討されるべきである。司法は判例や立法趣旨、法的な整合性等を踏まえて自律的に論理を構成するべきであり、『難民該当性判断の手引』を含めた行政文書に依拠するべきではないだろう。

第2に、難民条約の適用を監督する責務を有する国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の見解を十分に参照していない点である。裁判所は、従来での日本での難民に関する裁判実務と同様に立証責任が原告の側にあるとし⁴⁾、いわゆる「灰色の利益」の原則を適用する必要はないとしているが、後述の通りUNHCRは「灰色の利益」を適用する重要性を指摘している。裁判所がUNHCRの見解を採用する法的義務は負っているわけではないものの、考慮することは想定されているといえる。本判決で考慮している形跡が見えないことには、批判的に評価されるべきであろう。

三 ハンドブックを含むUNHCRの見解の取り扱い

日本が難民条約の締約国であり、日本における難民認定手続は難民条約に沿って行われるべきものである。本判決でも、難民の定義を検討する際に難民条約に言及されており、難民認定の際に難民条約を参照する必要性は認識されているといえる。しかし、本判決がUNHCRの関連文書を参照すらしていないことは批判的に検討すべきであろう。難民条約第35条は、「国際連合難民高等弁務官事務所（中略）の条約の適用を監督する責務の遂行に際し、これらの機関に便宜を与える」と規定しており、日本もこの条文に拘束される。本条文は、UNHCRが難民条約の適用を監督する責務を有することを示しており、これに日本は合意していることになる。これを踏まえれば、日本の立法、行政や司法は、UNHCRの見解を採用する義務を負うとは考えられないものの、UNHCRの見解は「相当の重みをもつ」⁵⁾。

特に参照や言及することが期待される文書として、UNHCRによる『難民認定基準ハンドブック』（以下、UNHCRハンドブック）が挙げられる⁶⁾。UNHCRハンドブックは、難民条約解釈のため

に、UNHCR 執行委員会の参加国の要請に基づいて UNHCR が 1979 年に作成したものである。同ハンドブックも言及しているように、「拘束力」を有するものではないものの、難民条約 35 条に基づいて、同条約の適用を監督する責務を有する UNHCR による「相当の重みをもつ」文書として参照することが求められる。

UNHCR ハンドブックを参照して検討すべき事柄として、立証責任が挙げられる。同ハンドブックは、庇護申請者がその主張を立証できることはまれであり、一般的な基準で立証を求めれば難民の大半は認定できないであろうとしている。そのために、「疑わしきは申請者の利益に」という「灰色の利益」の原則を適用する重要性に言及している⁷⁾。原告は「灰色の利益」を導入する必要性を論じているが、裁判所は『難民該当性判断の手引』を基盤として立証責任を議論している。『難民該当性判断の手引』に依拠して裁判所が解釈を行うことに加えて、「灰色の利益」が UNHCR ハンドブックに記載されているにもかかわらず、これについて検討がなされていないことは批判的に検討すべきである。裁判所が検討の後に UNHCR ハンドブックの見解を採用しないことはありうるとしても、UNHCR ハンドブックに記載のある事柄について言及せず検討も行わないのは、難民条約 35 条に基づく UNHCR の位置付けを踏まえると問題であるといえよう。

四 難民認定における立証責任の再検討

本判決では、立証責任は通常と同様に原告に置かれるとして議論が進められたが、最後に難民認定における立証責任について再検討したい。興味深いのは、本判決が当該国の一般的状況と原告の供述を「全体として」検討したことである。たしかに当該国の一般的状況については原告が立証責任を負ったと考えられるものの、原告の個別の状況については、基本的には原告の供述を基盤として認定した。その上で、裁判所は被告の証拠が不十分であると述べている。ここから本判決は、少なくとも部分的には被告に立証責任を負せたと考えることができるのではないか。物的な証拠がない場合でも、一般的な状況と信頼できる供述により迫害のおそれがある程度認められる場合には難民性が認定でき、それを否定するのであれば被告が立証責任を負うという原則を本判決から導き

出すこともできるかもしれない。これは実質的には「灰色の利益」と類似したもののようにも解釈できよう。本判決が、実質的に「灰色の利益」と類似した基準を適用しようとしたのか、それを意図したものではなかったが結果的にそうなったのか、それとも評者の評価が適切でなく、従来の立証基準が適用されたと見るべきなのかは、様々な解釈がありうる。しかし、もし難民として認定されるべき人と認定せずに退去強制とした場合には、迫害を受けるおそれがあることを踏まえ、難民保護のために有効な立証責任のあり方を検討すべきであろう。

●—注

- 1) 難民支援協会「性的マイノリティへの迫害から逃れること—難民と LGBT」<https://www.refugee.or.jp/report/refugee/2021/08/lgbt-2/> (2021 年 8 月 26 日、2022 年 1 月 10 日更新、2025 年 2 月 16 日アクセス)。なお、2023 年に出入国在留管理庁が作成した『難民該当性判断の手引』は、性的マイノリティーが難民認定理由になりうるとしている。出入国在留管理庁『難民該当性判断の手引』(出入国在留管理庁、2023 年) 10~12 頁。
- 2) 弓場珠希=西山瑞穂「同性愛男性は『難民に該当』国の不認定処分を違法と判断 大阪地裁」『産経新聞』<https://www.sankei.com/article/20240704-5HNJOYIC5NN2RMYHUQLXNBIEWM/> (2024 年 7 月 4 日、2025 年 2 月 16 日アクセス)。
- 3) なお、日本が難民条約の締約国であり、出入国在留管理庁が難民に関する事柄も取り扱っていることを踏まえれば、法務省設置法における出入国在留管理庁の任務として、難民に関する任務が明示的に記載されていないことが批判的に評価するべきであろう。
- 4) 日本弁護士連合会人権擁護委員会(編)『難民認定実務マニュアル〔第 2 版〕』(現代人文社、2017 年) 186 頁。
- 5) 以下で紹介されている、ドイツ連邦裁判所の障害者権利委員会の見解への立場を参考にしたものである。高田陽奈子「日本の裁判所における自由権規約の解釈—国際法上の条約解釈規則の具体的適用方法、一般的意見の法的意義、そして日本の裁判所による解釈の国際法上の帰結・影響—」『阪法』73 巻 5 号 (2024 年) 109 頁以下、140 頁。
- 6) 国連難民高等弁務官 (UNHCR) 駐日事務所『難民認定基準ハンドブック—難民の地位の認定の基準及び手続に関する手引—(改訂版) [日本語版第 4 版]』(国連難民高等弁務官 (UNHCR) 駐日事務所、2015 年)。
- 7) 前掲注 6) 203-204 段落。

* 謝辞 本研究は、JSPS 科研費 21K18130、24K03172 の助成を受けたものである。